

○公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱(平成 3 年 4 月 11 日建設省住建発第 103 号)

(傍線部は改正部分)

新	旧
<p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 補助金額の算定 (略)</p> <p>2 前項の算定式の用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 一台当たり整備費</p> <p>当該公営住宅等の駐車場の整備に要する一台当たりの費用とする。ただし、次のア、イ又はウに定める場合においては、それぞれ定める額を、その他の場合においては <u>260 千円</u>を限度とする。</p> <p>ア 条例により駐車場の附置義務のある地区において、平面の駐車場の整備が困難なために立体式等の駐車場を整備する場合における立体式等の駐車場の整備 (ただし、条例による附置義務相当分の整備に限る。) <u>2,620 千円</u></p> <p>イ 公共賃貸住宅建替 10 箇年戦略(平成 4 年 6 月 30 日付け建設省住建発第 99 号)に基づく建替促進計画に定められた建替重点団地において、平面による駐車場の整備が困難なために立体式等の駐車場を整備する場合における立体式等の駐車場の整備 <u>2,620 千円</u></p> <p>ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第十五号に定める公営住宅建替事業又は同法第 44 条第 3 項の規定に基づく用途廃止の国土交通大臣の承認を受け公営住宅を除却した土地に新たに公営住宅を建設する事業以外で、一団の土地に 50 戸以上集团的に公営住宅を建設する場合における立体式等の駐車場の整備 <u>2,620 千円</u></p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 補助金額の算定 (略)</p> <p>2 前項の算定式の用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 一台当たり整備費</p> <p>当該公営住宅等の駐車場の整備に要する一台当たりの費用とする。ただし、次のア、イ又はウに定める場合においては、それぞれ定める額を、その他の場合においては <u>250 千円</u>を限度とする。</p> <p>ア 条例により駐車場の附置義務のある地区において、平面の駐車場の整備が困難なために立体式等の駐車場を整備する場合における立体式等の駐車場の整備 (ただし、条例による附置義務相当分の整備に限る。) <u>2,500 千円</u></p> <p>イ 公共賃貸住宅建替 10 箇年戦略(平成 4 年 6 月 30 日付け建設省住建発第 99 号)に基づく建替促進計画に定められた建替重点団地において、平面による駐車場の整備が困難なために立体式等の駐車場を整備する場合における立体式等の駐車場の整備 <u>2,500 千円</u></p> <p>ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第十五号に定める公営住宅建替事業又は同法第 44 条第 3 項の規定に基づく用途廃止の国土交通大臣の承認を受け公営住宅を除却した土地に新たに公営住宅を建設する事業以外で、一団の土地に 50 戸以上集团的に公営住宅を建設する場合における立体式等の駐車場の整備 <u>2,500 千円</u></p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

第6～第13 (略)

附 則

この要綱は、平成31年10月1日から施行する。

第6～第13 (略)